

鹿児島県立短期大学におけるハラスメント防止のための教職員が認識すべき行動指針

[令和6年2月9日教授会決定]

本学において、学生が安心して教育・研究活動に取り組むことができるよう、教職員は主体的に健全な教育・研究指導・学生支援等の環境づくりに努めなければならない。ハラスメントは、行為者の意図にかかわらず発生することもあることから、教職員の教育・研究指導・学生支援等で求められるモラルの向上が不可欠である。そこで、ハラスメント防止のために、各教職員が本学職員としての立場を常に自覚しながら、共通の認識に基づいて適切に行動するための基本的な指針を定める。

1. 意識の重要性について

ハラスメントを防止するためには、次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- ・日頃から、相手の立場を尊重した言動を心がけ、相手の人格を尊重すること。
- ・短大にとって、お互いが大切な構成員であるという意識を持つこと。
- ・ハラスメントが発生する背景には、差別意識や偏見があることを自覚すること。
- ・学生の心身の発達段階等を考慮し、学生がハラスメントを受けやすい立場であるという意識をもつこと。

2. 基本的な心構えについて

ハラスメントに関する以下の事項について、十分に認識しなければならない。

- (1) ハラスメントに当たるか否かについては、それを受けた当人の判断が重要であること。
具体的には、以下の点について注意する必要がある。
 - ・親しさを示すつもり言動が、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ・不快に感じるか否かは個人差が大きいこと。
 - ・この程度のことは相手も許容するだろうというような勝手な憶測をしないこと。
 - ・相手とは良好な人間関係ができていると勝手に思い込まないこと。
 - ・学生は弱者の立場にあることを意識すること。
- (2) 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かった場合、すぐにその言動を止めるとともに、同じ言動を繰り返さないこと。

- (3) ハラスメントであるか否かについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。
すなわち、ハラスメントを受けた者が、指導教員等との人間関係を考えて拒否したり、意思表示をできないこともあるため、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

3. 学生への教育・研究指導・学生支援等に関する注意点

(1) 研究室での教育・研究指導等について

研究室等で、1人の学生を対象に教育・研究指導等を行う必要がある場合には、ドアを開放するなど、密室的な状況を避けるとともに、テーブルや机などを隔てて学生に対応するなど、学生に不快な思いをさせない、また、何らかの誤解が生じないよう配慮すること。

(2) 教育・研究指導等の時間帯について

学生への教育・研究指導等は、原則として午後8時まで（第二部においては午後9時30分まで）とすること。（学生の自主的な学習は除く）

(3) 学生アルバイトの雇用管理について

教員が、科研費などの公費で学生アルバイトを雇用する場合は、可能な限り複数の学生を雇用し、特定の学生のみと長時間にわたり関わりをもたないようにすること。公費以外で学生アルバイトを一定期間雇用する場合は、事前の学長の許可を得ること。

(4) メールやSNS等の使用について

携帯電話等のメールやSNS等は、教育上、必要な連絡がある場合に限り使用し、表現等には十分に注意すること。

(5) 学生への金品の貸借及び供与について

何らかの見返りにつながるような金品の貸借及び供与は行わないこと。

(6) 学生支援等について

職員が学生支援等を行う場合には、学生が話しやすい雰囲気を作るとともに、積極的に学生に話しかけ、学生からの相談には親身になって対応すること。相談にあたっては、個人情報保護に留意する必要があるが、必要な場合には、教員や他の課の職員、関係する委員会等との連携を図りながら支援を行うこと。

4. 学外における学生との活動や交流に関する注意点

(1) 学生を引率する日帰りの活動について

学生と学外で日帰りの活動を行う場合には、参加については学生の自主的な判断に委ねるとともに、大学の近隣であっても、複数の学生を同行させ、学生と1対1の状況避けること。やむを得ず、引率の学生が1人の場合には、事前に学生部長及び所属学科長に申し出て、承認を得ること。

(2) 学生を引率する宿泊を伴う活動について

学生を引率する宿泊を伴う出張や学外活動を行う場合には、複数の学生を同行させるこ

と。学生1人と宿泊を伴う活動は行ってはならない。

(3) 学生との学外での行動について

学外においては、原則として、学生個人とプライベートな行動をしないこと。

以上